

パネルディスカッション資料

- ① 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
中間とりまとめ（概要） 関係資料
- ② 令和2年度概算要求 関係資料



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課

**① 「地域共生社会に向けた包括的支援と
多様な参加・協働の推進に関する検討会」
中間とりまとめ（概要） 関係資料**

2019年7月19日公表

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
・地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進める視点
の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- 福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
・断らない相談支援 ・参加支援(社会とのつながりや参加の支援) ・地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

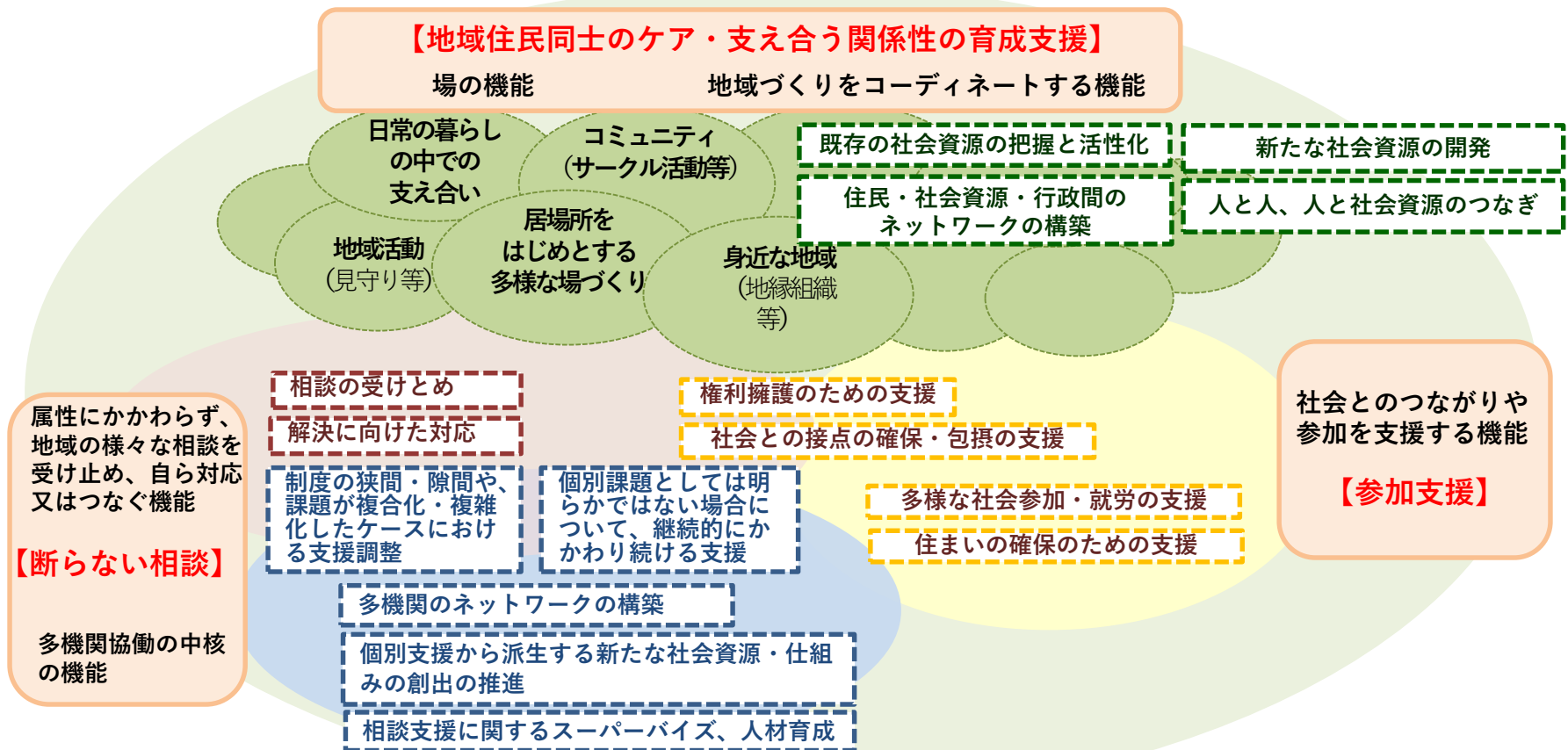
- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

3 今後の主な検討項目

- ・ 参加支援の具体的内容
- ・ 包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・ 広域自治体としての都道府県の役割
- ・ 保健医療福祉の担い手の参画促進

新たな包括的な支援の機能等について

- ◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
 - 社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
 - 地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。



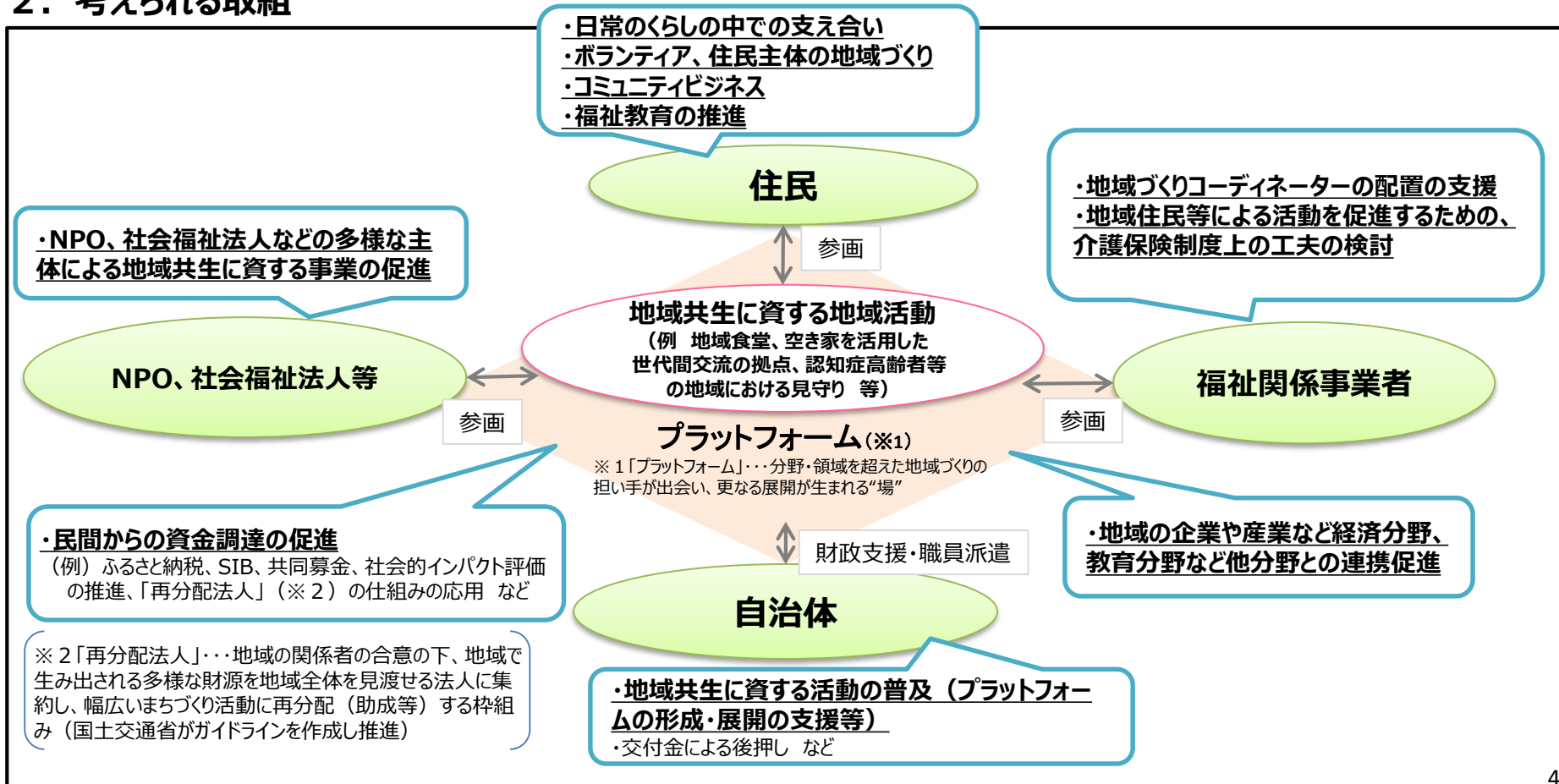
地域共生に資する取組の促進

～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



総合的な包括支援体制の構築のための財政支援のあり方

財政支援に関する考え方

- ◆ 相談支援など地域における支援体制の構築に対する財政支援の仕組みは、属性(制度)ごとに、事業の性格や、国による財政支援の性質などが異なる。
- ◆ 市町村による運用において一体的実施を進めるという現在の対応を超えて、市町村における柔軟な事業実施のための制度的な対応を図るためには、このような制度ごとの違いを整理した上で、新たな財政支援の仕組みを構築する必要がある。
- ◆ その際、自治体における事業実施の柔軟性と、自治体による積極的な事業実施の支障とならないような財政保障を図りつつ、検討を行う必要があると考えられる。

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的实施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719カ所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業基本型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	415市町村	720カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費 (負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	902自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,324機関 (平成30年4月時点)

②令和 2 年度概算要求 関係資料

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

実施主体：市町村(200→250か所) **拡充**

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

令和2年度概算要求額 58億円(250自治体)
 令和元年度予算 28億円(200自治体)
 平成30年度予算 26億円(150自治体)

断らない相談支援

参加支援/地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

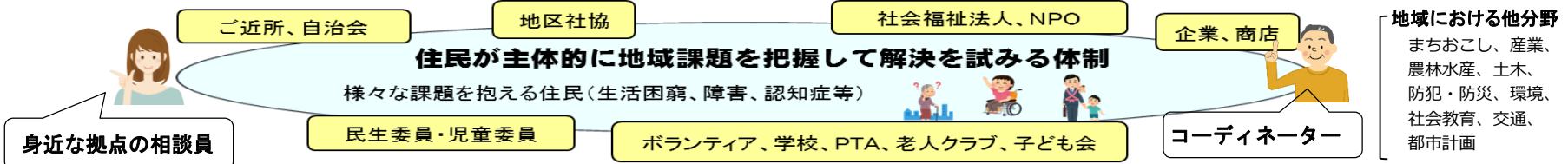
(1) 身近な相談拠点(※)の設置事業 (旧地域力強化推進事業)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

新 (3) 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

- ・ 地域におけるケア・支え合う関係の醸成等につなげるコーディネーターの配置
- ・ 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営
- ※ 断らない相談と一体的に実施する場合のみ、補助対象として認める。

住民に身近な圏域



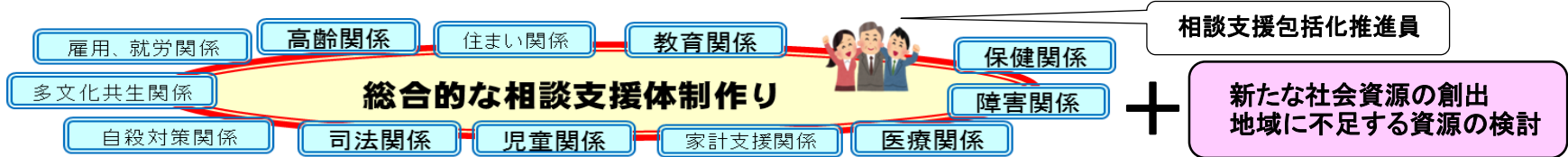
(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新 (4) 多様な参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

断らない相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、社会参加や就労支援、居住支援を実施。
 ※ 既存の支援制度の対象となる者は、既存制度を利用するものとする。
 ※ 断らない相談と一体的に実施する場合のみ、補助対象として認める。

市町村域等



新 (5) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・ 相談受付表等の様式の作成、支援マニュアル等の作成及びこれらの検討に必要な経費
- ・ 断らない相談や地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援、参加支援のニーズ把握に必要な経費

生活困窮者自立支援制度の推進(令和2年度概算要求)

- 2019年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、2020年度予算概算要求において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

課題

○ 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等

— 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進

— ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等

R 2年度概算要求額 524.5億円
(R元年度予算額 438.2億円)

対応

① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

- 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業(モデル事業)の創設

② 自立相談支援や就労支援の機能強化等(事業内容の強化)

ア. 自立相談支援の機能強化

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化

イ. 就労支援の機能強化

- ・ 就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング事業の創設(都道府県事業)
- ・ 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正)) (事項要求)
- ・ 農業分野等との連携強化事業(就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング)の創設(国事業)

ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進

- ・ 実施会場の設置促進、高校生世代支援の充実

※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う(事項要求)。また、働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。